

2024年1月12日

各位

住所 沖縄県那覇市おもろまち 1-1-12
会社名 株式会社沖縄ダイケン
代表者名 代表取締役社長 山盛 博文

てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場における売上着服について

この度、当社が指定管理者として管理するてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場において、定期売上金の着服が発生し、沖縄県より嚴重注意処分と再発防止策の徹底の措置を受けました。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、沖縄県をはじめ駐車場利用者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

記

1. 概要

当社が指定管理者として管理するてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場で2023年6月30日に定期駐車券の契約者と売上金額が一致しなかったため、監視カメラの録画データを確認したところ、従業員Aが窓口で受領した現金を着服したことが発覚した。

沖縄県へは発覚直後に担当課に第一報を報告し、後日詳細報告をすることとした。

その後、当該駐車場の総括責任者と現場責任者で過去に遡って売上記録等の総チェックを実施し、従業員Aによる着服は、2023（令和5年）3月から6月にかけて10件あり、着服金額の合計39,400円であったことを確認した。

従業員Aに対して事実確認したところ、10件すべての着服を認めた。当社の懲罰委員会を開催し、従業員Aに対し、着服額の全額返還と退職を指示した。従業員Aは着服額全額の返還と論旨退職により退職した。

2. 原因について

従業員Aが、土曜日、日曜日の朝の時間帯に一人勤務の状況となった際、定期駐車券利用者からの更新手続きの際に受領した現金を着服した。

3. 沖縄県による当社への処分内容

沖縄県より嚴重注意処分を受け、本案件の公表と再発防止策の徹底を図ること、並びに適正な施設の管理運営を指示されました。

4. 今後の対応

定期駐車券利用者には、手書きによる領収証を交付していたが、着服発覚後から、レジシステムを導入し、売上記録の管理を徹底した。

併せて、従業員は二人以上となる勤務体制とし、当該駐車場に従事するすべての従業員に対し、指定管理者の責任と社会的役割について教育を実施した。

当社といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、再発防止のための社内体制や仕組みの見直しに注力し、全社一体となって早期の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社沖縄ダイケン 営業企画部 知念
電話番号 098-876-5910

以上